

令和2年度第1回児童福祉審議会 資料

令和3年4月から新制度幼稚園に移行

令和2年度第1回戸田市児童福祉審議会
【会議資料3】
新制度幼稚園の移行について

ささめ幼稚園

| | | | | |
|---------|-----------------------|-----|-----|------|
| 設置主体 | 学校法人笹目学園 | | | |
| 所在地 | 戸田市笹目6丁目5番地の24 | | | |
| 敷地面積 | 約1,490 m ² | | | |
| 定員年齢構成 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| 利用定員(※) | 40人 | 50人 | 50人 | 140人 |



新制度幼稚園とは

ここでいう「新制度」とは、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」を指します。

子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的、計画的に推進させることを目的とした制度であり、市内で初めての新制度移行幼稚園となります。

※「利用定員」・・・認可定員の範囲内で、実際の利用状況を勘案して市町村が設定する受け入れ可能な児童数。
給付費（委託費）の単価水準を決めるものであり、利用定員が少ないほど単価が高くなる。

新制度幼稚園への移行に伴う主な変更点

| | 従来どおりの幼稚園 | 新制度幼稚園 |
|--------------|---|---|
| 位置付け・役割 | ○学校教育を提供する機関 | ○学校教育を提供する機関 ○市計画で把握された「教育ニーズ」に対応 |
| 認可、指導監督 | ○埼玉県が認可・指導監督 | ○埼玉県が認可・指導監督 ○「給付の支給対象施設」として市が確認・指導監督 |
| 財政措置 | ○私学助成（主に県から交付） | ○施設型給付費（主に市から交付） |
| 選考・保育料等の取り扱い | ○建学の精神に基づく選考 ○保育料は設置者が設定 | ○応諾義務 ○保育料は市条例で設定 (R1.10月～無償化により0円) |
| 認定 | ○子育てのための施設等利用給付認定（1号認定） ⇒保育料無償 (25,700円/月上限) | ○子どものための教育・保育認定（1号認定） ⇒市条例により保育料0円 |
| | ○子育てのための施設等利用給付認定（2号認定） ⇒預かり保育料無償 (11,300円/月上限) | ○子育てのための施設等利用給付認定（2号認定） ⇒預かり保育料無償 (11,300円/月上限) |

